

毎週火、金曜日発行（休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三回郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部改正
- ◇告示 婦人相談所長事務委任に関する規則
国民健康保険規約の一部改正認可
種畜証明書の交付
- ◇公告 県有林の立木の一般競争入札による処分
小鹿県営第一発電所建設用ケーブル等による一般競争入札による処分

規則

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十五号

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表の備考内中「一円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十三年六月一日から適用する。

婦人相談所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十六号

婦人相談所長事務委任に関する規則

婦人相談所長に次の事項を委任する。
売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第二項の要保護女子を、同法第三十六条の婦人保護施設に收容保護し及び退寮させること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十一号

国民健康保険を行う大山町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、

大山町国民健康保険規約の一部改正を昭和三十三年六月十日認可した。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百七十二号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により、種畜証明書が交付された。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種番証明書番号	名	号	種類	生年月日	産地	父	母	級	飼養者の住所氏名
昭三三鳥取一 第一号	聖	竜四、六六〇	黒毛和種	二八、九	岩美郡岩美町	黒一、八八二	第九ひじり 本黒 四三八	二	鳥取市吉成 大畑 太郎
第二号	新 五六横八 五六横八	第五九五	〃	三〇〇、二八	八頭郡村 上私都村	〃	おや、す 黒七、七四二	〃	岩美郡国府町 井上 栄
第三号	第一吉倉	黒三、七八二	〃	二七、二〇	用ヶ瀬町	夏 本黒一、八五九	よしくら 〃七、二六二	〃	岩美町 上村 光治

第四号	第十六栄竜	五六横八	一、六五九	〃	〃	〃	三七、一〇	八頭村	日	黒三、三六一	第七くさかべづる	〃	〃	山根部村治
第五号	第三名月	黒四、〇二四	〃	二八、二九	気高郡 逢坂村	鶯 〃 峯 七二二	は 〃 一五、八一五	〃	鳥取市東桂見 森木 平造					
第六号	栄 五六横西 四、七九七	〃	〃	三一、三	西伯郡 岸本町	第五栄光 〃二、六二八	ほ 〃 一、八九六	〃	気高郡気高町 芳田 繁松					
第七号	佐伯秀峰	三二SAO一五	〃	四、一五	広島県	S 一三五 本一、一〇一	ら 〃 本四、二一九	〃	青谷町 徳安 弘年					
第八号	ヤガ一、〇〇一 三〇ヤカ一、〇〇一	〃	〃	三〇、二〇	山形県	〃	〃 四、〇二九	〃	三谷 忠俊					
第九号	〃三一	二、一一〇	〃	三一、一三	〃	〃	〃 四、〇三一	〃	気高町 徳安 弘年					
第一〇号	第五岩谷	種一、〇五八	〃	二九、一四	気高郡	タイプセリフタカシ 種八、九〇五	〃	〃	三谷 忠俊					
第一号	森 五七横八 本一、〇七三	〃	〃	三二、一九	八頭郡 郡家町	第三旭桜 黒四、二八一	ひ 〃 黒 二二二	〃	八頭郡用瀬町 小松 善一					
第二号	鶴 五七横八 竹一、五五四	〃	〃	三二、一八	河原町	沢 〃 鶴 三八五	ほ 〃 二二二、一六一	〃	福本 正一					
第三号	谷 〃 〃 〃	八三四	〃	〃	〃	西 〃 秀 二、一二八	い 〃 二〇五、九九九	〃	河原町 西村 正男					
第四号	蔓 〃 〃 〃	四〇六	〃	〃	〃	〃	つ 〃 〃 八、七四一	〃	用瀬町 川本 健太郎					
第五号	長 〃 〃 〃	六四四	〃	〃	〃	第二貞光 黒四、五五一	み 〃 〃 六六、〇〇六	〃	加賀田光雄					

第六二号	第八一号	第六一号	第六〇号	第五九号	第五八号	第五七号	第五六号	第五五号	第五四号	第五三号	第五二号
花五七樽東岸	小	寿	良	金五五樽東松	榮五六樽東千	榮五七樽西榮	花	花五七樽東光	伯	入	花五七樽東寿
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三九、一〇	二九、一〇	二八、一〇	二七、一〇	二九、三一	三一、五	三〇、二	〃	二〇、一	二八、一〇	八、二	三一、二〇
倉吉市	〃	東伯郡	西伯郡	倉吉市	淀江町	春日村	倉吉市	東伯郡	倉吉市	東伯郡	〃
花	友	益	第二榮光	金	益	第二榮光	〃	花	井	入	花
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
よしおか	第一こはま	ことぶき	第十七さいわい	き	と	第二めいこう	あ	くらみつ	お	き	ことぶき
黒八四、九〇五	予鳥二、一七二	〃	本黒七、二七四	〃	黒二一、九四四	予鳥七、四〇四	〃	黒二一九、八六九	予鳥一五、五九三	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
高力	齊尾	種子	徳丸	米田	由良	千草	上郷	亀本	小林	河本	小林
赤碓町	〃	〃	東伯郡	由良町	千草久太郎	千草久太郎	上郷農協	東伯郡	武治	積	関金町
稔二	晃	鶴一	香松	太郎	太郎	太郎	協	又蔵	武治	積	武治

第五一号	第五〇号	第四九号	第四八号	第四七号	第四六号	第四五号	第四四号	第四三号	第四二号	第四一号	第四〇号
日之	花	山	入	花	庄	榮	收	大	入	大	花五六樽東松
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一、一八	二七、二八	一、一二	二八、二六	四、二六	八、一五	九、一	九九、二六	一、一	三〇、一〇	一、三	六、一
北条町	東伯郡	〃	倉吉市	東伯郡	福部郡	東伯郡	倉吉市	東伯郡	倉吉市	北条町	東伯郡
山	花	友	入	花	第七	益	第五山	日之	入	日之	花
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
やました	なりゆき	第一こばやし	よ	第二やまね	ふくべいけだ	たつみや	第二はつとの	たかとし	いくた	よし	か
〃	黒二二、八八七	〃	本黒二、〇二二	〃	〃	黒一、一八八	本黒四、五一五	〃	黒四四、〇四五	本黒七、一六三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東伯郡	〃	倉吉市	東伯郡	倉吉市	東伯郡	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市
北条町	別所	山	野見	松島	西村	朝倉	安藤	池田	中垣	西谷	松井
義雄	秋光	口收	邦一	巖	節夫	富雄	修一	喜義	寛次郎	幸人	秋光

第三〇号	第二九号	第二八号	第二七号	第二六号	第二五号	第二四号	第二三号	第二二号	第二一号	第二〇号	第十九号
司 栄 黒光 五、一一九	春 〃谷 〃二、三二七	栄 五七横西 三、三三一	時 〃津 〃二、六二七	第五栄光 〃二、六二八	第二寿広 〃四、九九六	春 〃風 〃五、二九四	第七保命 黒五、五五六	塚 〃栄 四〇八	第十七栄光 〃〃 三〇八	第十五栄光 〃二、八二九	第十六栄光 五七横西 二、八八一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇、一五	三二、一三	三三、三	〃二、二八	二〇、一	二〇、二五	三〇、一〇	〃一、六	一〇、一	三〇、一一	三二、一一	三三、二〇
〃	米子市	岸本町	高麗村	〃村	岸本町	〃日吉津村	西伯郡岸本町	〃	米子市	境港市	〃会見町
第五栄光	〃	第六栄光	日鹿	栄光	〃	益広	第五栄光	〃	第十二栄光	第六栄光	第十二栄光
たけみや	かはしげ	かどた二	第三いわね	くめじ	かじき	みつやま	かじき	かんいち	うちた四一	なかとみ	はく
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日野郡溝口幸治	内田勝田勇一	田崎三柳二	横山頼介	三浦宗像時義	黒田今在家知	前田諷訪町巖	米子市上福原舗倉忠夫	加川清三郎	加川実	西伯郡岸本町子	〃

第一八号	第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第二二号	第二一号	第一〇号	第九号	第八号	第七号
第六栄光 〃四、三六一	第十二栄光 〃五、一五五	綱 〃原 〃五、四〇一	勝 〃利 〃五、五五七	清 〃光 〃四、〇二六	益 黒五、五二二	憲 〃山 〃五、九三〇	豊 五六横西 五、二三六	大七横西 山二、七七〇	プリンス	優隆	益広 九九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	黒毛和種 三〇、二七	〃	中半血種 三七、一五	〃
三八、二三	二九、三	〃三、二八	三〇、三	二八、二〇	二九、二五	〃六、二〇	三二、一〇	三〇、二七	二四、二〇	二四、二八	二四、二八
岸本町	大高村	西伯郡大山町	米子市	〃	岸本町	〃日吉津村	西伯郡岸本町	米子市	西伯郡大幡村	〃	大高村
〃	第二栄光	益広	〃	〃	第二栄光	〃	第五栄光	第六栄光	晚稔	輩優	栄光
きよみつ	ふくなり	としひろ	たなか	せいとう	がへい	第二はやし	きよたか	ひろみ	第三巴	初隆	さかえ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	加川 潔	山西 清蔵	野口 岸本町市	梅原 会見町 享	泰野 政治	西伯郡西伯町前谷久光	竹下 虎義	境港市竹内町憲	山田 岸本町 猛	山口 伯仙町 功	〃

第三一号	晃	旭五、五五五	〃	〃	三、一八	西伯村	〃	たかはし	〃	益田 義晃
第三二号	泰	〃四、一三〇	〃	〃	二八、二	淀江町	益 広	とみやす	〃	清水保五郎
第三三号	福	〃三、四二八	〃	〃	二七、三	〃	〃	かみまへ	〃	白根 慶治
第三四号	長	香	アノ種	三七、一八	青森県	安 永	香 善	みのもる	〃	西伯郡岸本町 大垣 勇
第三五号	浩	〃五、二九六	黒毛和種	三〇、三	米子市	綱 吉	み の る	よしひこ	〃	日野郡江府町 一 長尾 保一
第三六号	伊	〃五、四〇二	〃	二九、一	西伯村	第五栄光	よしひこ	みどり	〃	川上 清
第三七号	雄	〃三、七八四	〃	二七、一〇	〃	益 広	みどり	あきよし	〃	加藤 雅雄
第三八号	優	〃三、五一三	〃	二、三	日野郡	卯月一二	〃	あきよし	〃	相見 秋常
第三九号	富	昭	重半種	二一、三〇	北海道	昭 典	〃	第五ヅエ富士	〃	森田 誉治
第四〇号	岩 姫 二	〃一、九九九	黒毛和種	三一、一六	日野郡	根雨町	西 山	いわひめ	〃	山崎 福栄村 徳義
第四一号	寿	〃二、九〇八	〃	一、三	〃	多里村	風 見	ことぶき	〃	出垣 純三
第四二号	善	〃四、一三二	〃	二八、一〇	米子市	益 広	たかみ	〃	〃	湯上 黒坂町 操

第四三三号	米 富	〃二、七七八	〃	二六、二〇	日野郡	光	よねとみ二	一	〃	山崎 福栄村 徳義
第四四号	悠 六 樽 西 栄	〃三、九三六	〃	三一、八	米子市	第五栄光	第八なんえい	二	〃	根雨町 大下 勲雄
第四五号	哲	〃四、五四九	〃	二〇、二	西伯村	益 広	ことぶき五	〃	〃	松本 殷夫
第四六号	初	〃三、四二四	〃	二七、二八	日野郡	木 下	はつ三	〃	〃	松本 純孝

公 告

次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却する。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一場 所

日野郡根雨町大字板井原地内

板井原県有林、第二林班ろ及びぬ1小班の一部

二 樹 種

すぎ、ひのき

三 樹 令

すぎ 五十二年生、ひのき 五十二年生

四 数 量

すぎ 七九本、ひのき 六七七本

見込立木幹材積 すぎ 一三七、七八九石

〃 ひのき(焼損木)三四八、〇〇三石

ただし処分区域は、その内縁木の根ぎわに極印の押印のある立木を結ぶ線をもつて境界とする。

五 伐採搬出期限

昭和三十三年十二月三十一日限りとする。

六 伐採方法 主伐

七 下見の日時
昭和三十三年六月二十二日、十三時に日野郡根雨町大字板井原、板井原具有林事務所に集合する。

八 下見案内者
板井原具有林看守 池田克己
(住所日野郡根雨町大字板井原)

九 入札場所

鳥取市東町 鳥取県林務課

一〇 入札日時その他

1 入札執行年月日 昭和三十三年六月二十三日

2 当日の時間割 十二時三十分林務課え集合

十三時入札開始

一一 開 札

入札直後実施する。

一二 入札保証金 入札金額の百分の五以上

一三 その他

1 代理人において入札する場合は委任状を持参すること。

2 印鑑、筆記具を持参すること。
3 入札について不明の点は、鳥取県林務課あて問い合わせること。

次のとおり小鹿県営第一発電所建設用ケーブル並びに附属品を一般競争入札によつて売却する。

昭和三十三年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 入札日時

昭和三十三年六月二十五日 十一時

一 入札場所

鳥取市東町 鳥取県電気局

一 開札日時

入札の直後実施する。

一 開札場所

鳥取市東町 鳥取県電気局

一 落札の決定

開札直後口答をもつて通知する。

一 入札保証金

入札金額の百分の五以上

一 代金納付期限

昭和三十三年七月五日

一 公売物件の名称及び数量

左記の通り

一 公売物件の所在

三朝町神倉地内

一 物件の搬出期限

全物件の搬出期限は、契約締結の日より一ヶ月以内とする。

一 物件の撤去条件

1 撤去に要する費用は、落札者の負担とする。

2 物件の撤去に際し土地、立木等を損傷した場合は、その賠償は落札者の負担とする。

3 公売物件は、総て撤去しなければならない。

一 下見並びに詳細説明日時、場所

昭和三十三年六月二十三日十一時までに小鹿第一発電

所に集合すること。

一 下見の案内者並びに詳細説明者

土木技師 森 和夫

一 その他

1 公売物件は一括入札とするも見積書には各品名毎の内訳書を添附すること。

2 入札希望者は、必ず下見並びに詳細説明日時に小鹿第一発電所へ集合すること。

記

公売物件仕様並びに品名数量

1 方式 玉村準線式 7.0/hour

2 延長 2,300m

3 索 索

4 種類 7線6捻「マニルフ」中心麻入「ブライク」鋼線索

5 直径 20mm

6 延長 4,600m

7 搬 送

